

記者発表資料
平成28年9月12日
林業振興課(地域林業振興班)
担当者 玉田, 前山
内線 2914

特用林産物の出荷制限指示について ＜野生きのこ：村田町＞

平成28年9月12日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に対し，村田町における野生きのこの出荷制限指示が出されました。

今回の指示に基づき，村田町及び市場等流通関係者に対し，野生きのこの出荷を行わないよう改めて要請しました。

なお，県では，基準値を超える特用林産物が流通しないよう，引き続き出荷前の検査を徹底してまいります。

【基準値を超過した野生きのこの品目】

単位：ベクレル/kg，放射性セシウム合算値

市町村	品目	採取年月日	検査年月日	公表年月日	測定値	基準値	検査機関
村田町	野生きのこ (アカヤマドリ)	H28年9月7日	H28年9月9日	H28年9月9日	210	100	エヌエス環境株式会社
村田町	野生きのこ (アカヤマドリ)	H28年9月7日	H28年9月9日	H28年9月9日	200	100	エヌエス環境株式会社

注) 村田町に対しては，公表の日に出荷自粛を要請しています。